

はじめに

▶ 関税評価とは何か、なぜ必要なのか？

課税標準：
この場合、関税、消費税
等の税金額を計算する際、
税金を課す対象となる輸
入貨物のこと

貨物を外国から輸入する場合、

「貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、～、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、～、その許可を受けなければならない。」

と規定されています（関税法第67条）。

つまり、貨物を外国から輸入するためには、税関長に申告し、許可を受ける必要があります。その際、貨物の価格（課税価格）は必ず申告しなくてはならない項目の1つではありますが、仕入書（インボイス）等に記載されている価格が必ずしも課税価格と一致するとは限りません。この課税価格を関税定率法等の規定にしたがって決定することを「関税評価」と言います。

関税評価によって決定した課税価格に関税率をかけることによって関税等の額が確定し※、また、この課税価格が貿易統計の基礎となります。したがって、適切に関税評価を行うことが必要なのです。

※ 課税価格×関税率（従価税）ではなく、輸入数量に基づいて関税が決定するもの（従量税）もあります。なお、内国消費税のうち、消費税（地方消費税を除く）については、課税価格×消費税率（7.8%、軽減税率対象貨物は6.24%）で計算されます。

▶ 課税価格決定の原則

関税定率法は、「課税価格の決定の原則」として、課税価格は

- ① 輸入貨物に係る輸入取引がされた場合に、
- ② 買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格）に、
- ③ その含まれていない限度において当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額（加算要素）を加えたもの

であると規定しています。

太字の部分は、関税評価において重要な用語です。
「はじめに」では【買手】【売手】【輸入取引】
について説明します。



▶ 「買手」「売手」「輸入取引」には注意が必要です！

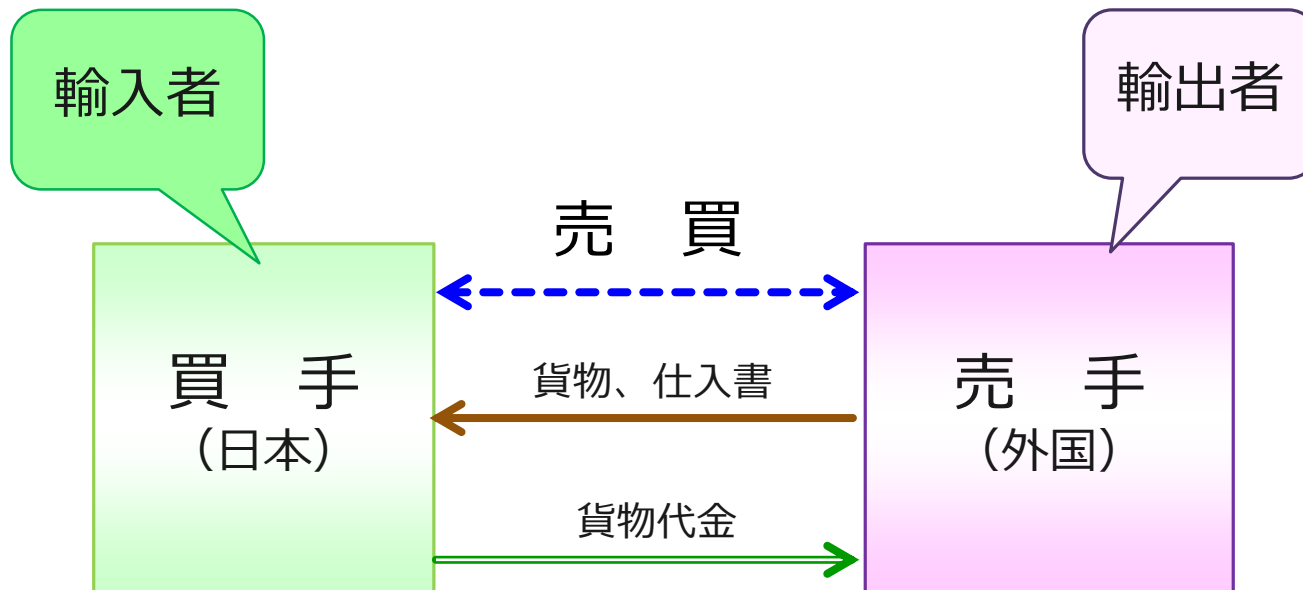
関税定率法には、課税価格を決定するための重要な用語として「買手」「売手」「輸入取引」が出てきます。「買手」「売手」とは、単に、「（輸入）貨物を購入する個人や法人等」「貨物を販売する個人や法人等」を指しているのではありません。

▲▲「買手」と「売手」とは誰か

関税定率法等が規定する「買手」「売手」とは、輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵・数量不足・事故・不良債権等の危険を負担して、輸入取引をする者のことをいいます。また、「買手」については、本邦に拠点を有する個人または法人であるという条件が付されていることにも注意が必要です。

したがって、輸入者ではあるけれど「買手」ではない、輸出者ではあるけれど「売手」ではないといった場合も少なくありません。

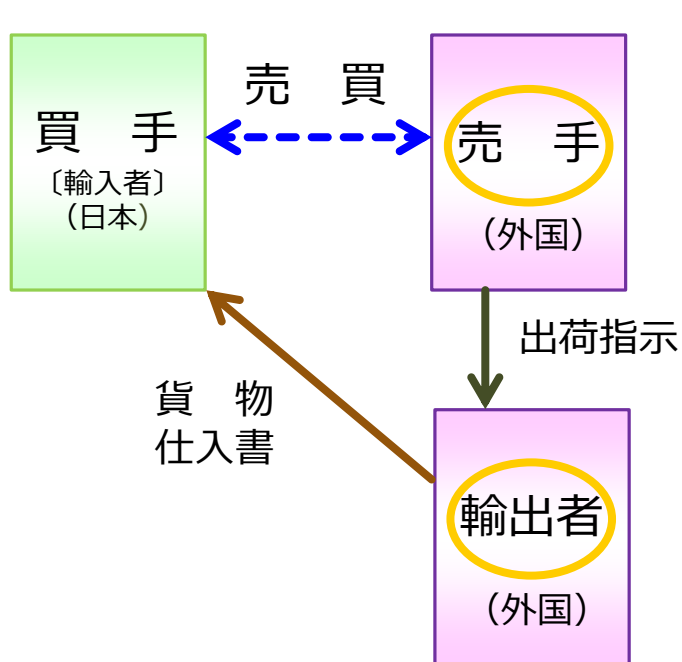
【事例 1】 輸入者が買手、輸出者が売手の場合



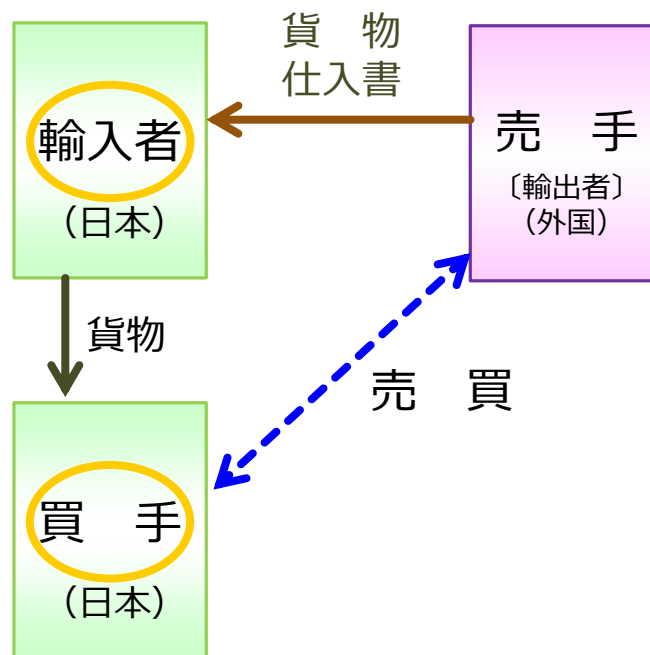
典型的な輸入取引の例です。
売買契約の当事者が外国の輸出者と日本の輸入者の場合です。
それぞれ、輸出者が売手、輸入者が買手となります。



【事例 2】 輸出者が売手以外、輸入者が買手以外の場合



輸出者が売手ではない場合もあります。



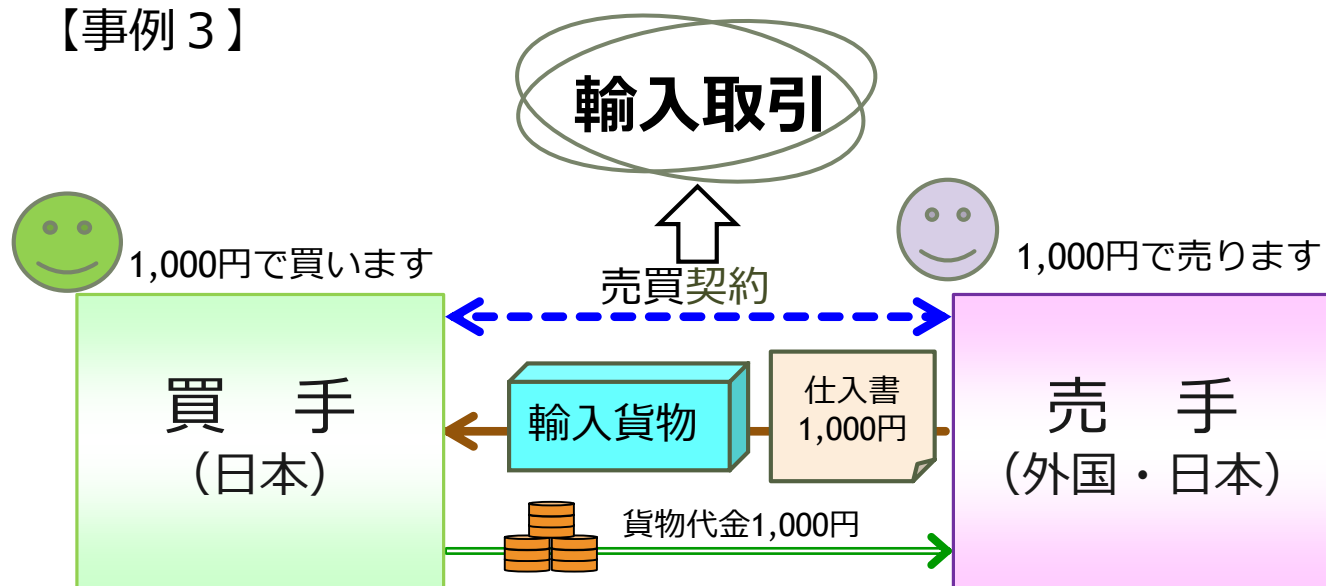
輸入者が買手ではない場合もあります。



▲▲「輸入取引」とは何か

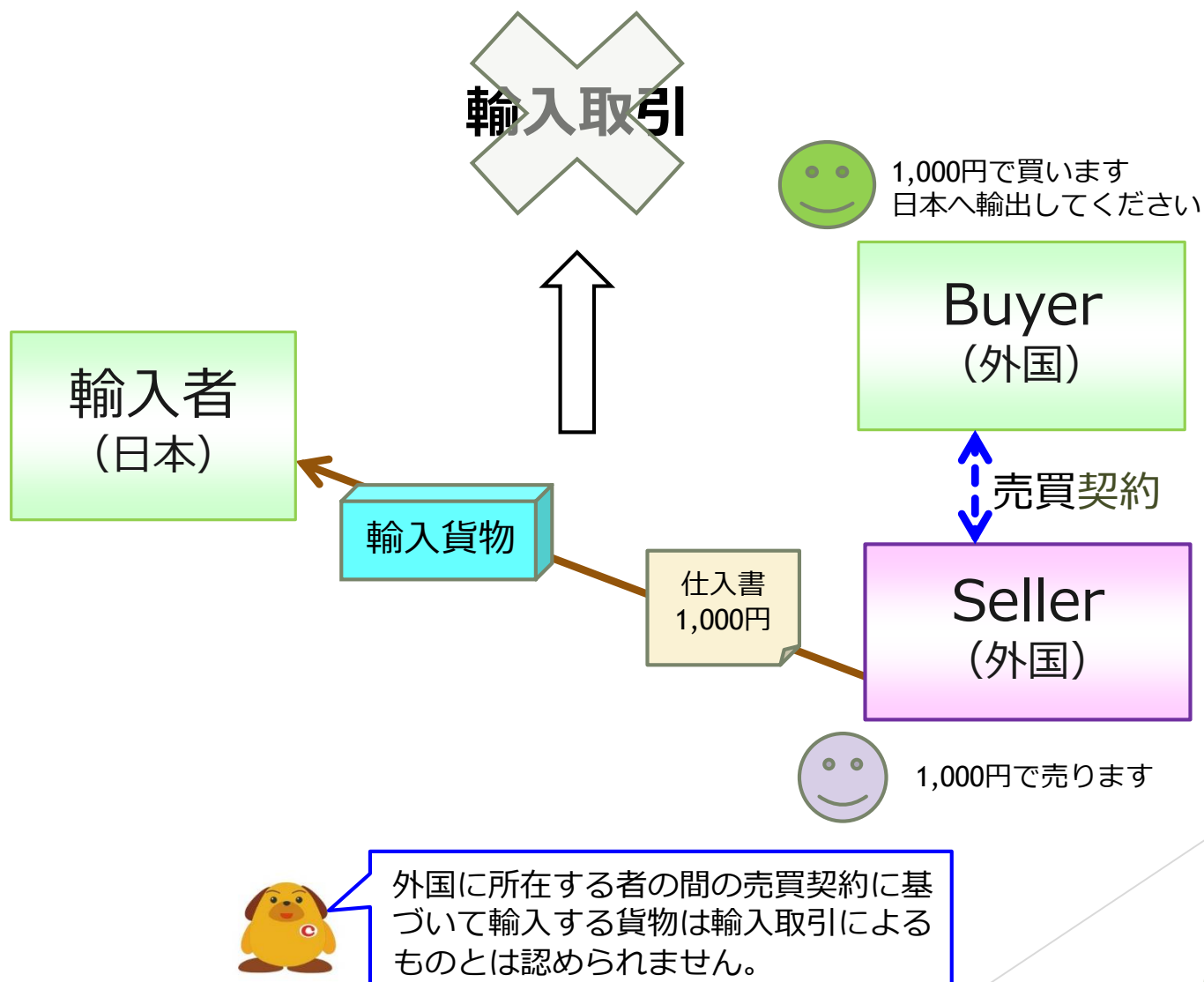
日本に拠点（住所、居所、本店、支店等）を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買を輸入取引と言います。

【事例 3】

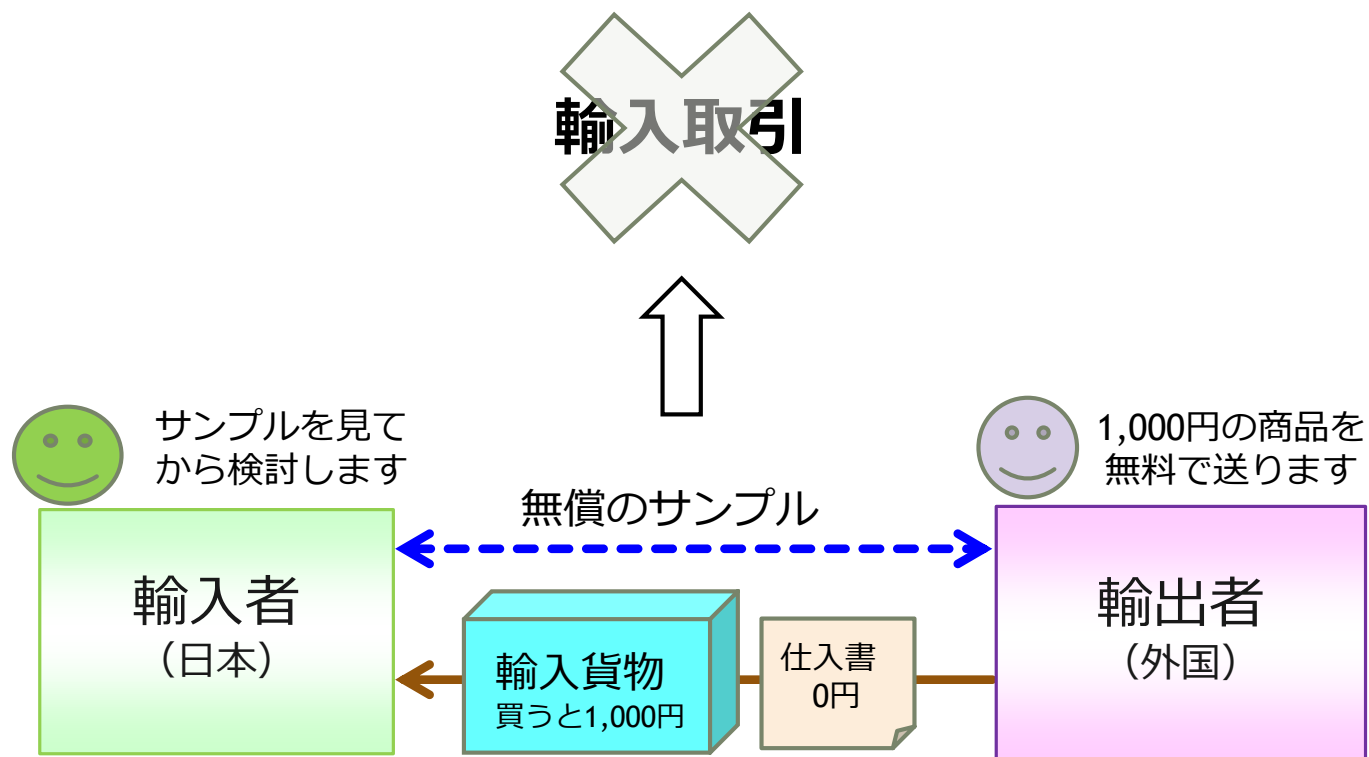


輸入取引とは、日本の買手と外国又は日本の売手の間の売買契約に基づいて外国から貨物を輸入することです。

【事例 4】

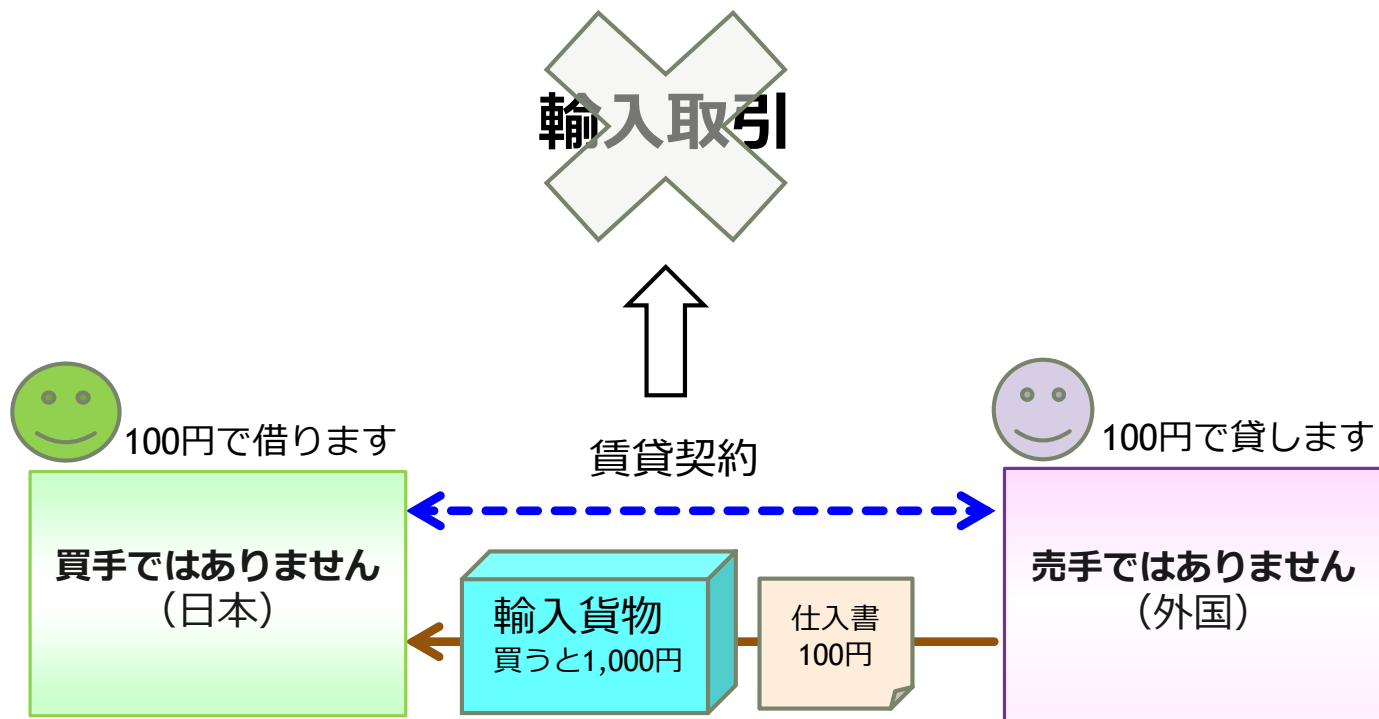


【事例 5】



無償貨物は、輸入取引によらない輸入貨物となります。
仕入書に貨物代金が「0円」と記載されていても、0円を課税価格とすることはできません。

【事例 6】



賃貸借貨物は、輸入取引によらない輸入貨物となります。
仕入書に貨物代金が「100円」と記載されていても、100円を課税価格とすることはできません。

▶ 申告すべき価格

輸入申告の際に税関へ申告する価格は、関税定率法第4条から第4条の9までの規定により計算される課税価格とされています。

これは、仕入書上に記載されたCIF（Cost, Insurance & Freight：海上輸送の場合）やCIP（Carriage & Insurance Prepaid：航空輸送の場合）と表記された価格、又はFOB（Free on Board）と表記された価格に運賃等を加えた額が必ずしも正しい課税価格ではないことに注意が必要です。

▶ 仕入書に表示された金額

- ▶ 仕入書に取引価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき課税価格を認定します。
- ▶ 別払金、債務の弁済又は相殺があり、その額が仕入書価格に含まれていない場合は、これらの別払金等は、仕入書価格に加算することになります。
- ▶ 仕入書に表示された金額が、正当な取引価格を表示していない場合は、当該仕入書価格に基づいて課税価格を認定することはできません。

それでは、次のページから課税価格の決定方法を見ていきましょう。

